

※注意事項を必ずお読み下さい。

足立区公募型指名競争入札発注票	
内部発注番号	第 2 9 4 号
発注業種	建築設計
件名	第十一中学校ほか 1 校体育館改修工事設計委託
履行場所	足立区弘道一丁目 3 8 番 1 5 号ほか 1 か所
履行期間	契約確定日の翌日 から 令和 9 年 3 月 1 7 日
委託概要	第十一中学校 ①体育館内装（床・壁）改修工事の実施設計業務 ②上記建築工事に伴う付帯工事、電気設備工事一式（床下配管配線）、機械設備工事一式の実施設計業務 ③有害物質含有建材調査業務 長門小学校 ①体育館床改修工事の実施設計業務 ②上記建築工事に伴う付帯工事の実施設計業務
予定価格 〔入札書比較価格〕	事後公表
低入札価格又は 最低制限価格	最低制限価格を定める。
前払金について	有り ※ 前払金については「足立区公共工事の前払金取扱要綱」第 2 条、第 3 条および第 6 条ほか各条項の規定による
電子契約に関する事項	<u>本案件は、電子契約の選択が可能です。</u> 「電子契約利用申出書」を提出することにより、紙の契約書か電子契約の選択ができます。 <u>【電子契約を選択した場合の注意点】</u> 落札決定日から 2 営業日以内に、区より「契約承認依頼メール」を申出のあったメールアドレスに送信いたします。承認依頼期間は、「貴社がメールを受信した日」を 1 営業日目とし 3 営業日以内となります。貴社内の稟議等が間に合わないなど、承認依頼期間内に承認できないことが見込まれる場合は、紙の契約書を選択していただくようお願いします。 <u>※申出書にて電子契約を希望した場合は、途中で紙の契約書に変更することはできません。</u> <u>【契約締結日と履行開始日について】</u> 契約締結日は、<u>落札決定日から 5 営業日後</u>となります。履行開始日は、その翌営業日となりますのでお間違いないようお願いします。 <u>※契約締結日及び履行開始日は、電子契約、紙契約同様の取り扱いとなります。</u> 例 4/1(火)落札決定⇒4/3(木)承認依頼メール⇒4/7(月)貴社承認期限⇒4/8(火)契約締

	結➡4/9(水) 履行開始日 ※電子契約の詳細については、電子調達サービスのお知らせ情報または足立区の公式ホームページをご覧ください。
参加資格要件	1. 地方自治法施行令(昭和22年政令16号)第167条の4の規定に該当しないこと。 2. 経営不振の状態にないこと。注1 3. 足立区競争入札参加停止及び指名停止措置要綱に基づく指名停止期間中でないこと。注2 4. 足立区暴力団等反社会的団体排除措置要綱に基づく排除措置期間中でないこと。注3 5. 足立区競争入札参加資格申請業種が対象業種（建築設計）であること。 6. 次のいずれにも該当する事業者であること。 ①共同運営格付は、アもしくはイに該当すること。 ア. 足立区競争入札参加資格における区内事業者認定基準（平成22年4月5日22足総契発第3号）の定めるところにより、あらかじめ届出を行い、区内本店事業者又は区内支店事業者として認定され、区が通知した認定期限内の者の場合注4 対象業種（建築設計）の共同運営格付順位を申込日現在、有すること。 イ. 東京23区にある本店または支店もしくは営業所で申し込む場合 対象業種（建築設計）の共同運営格付順位が申込日現在、50位から500位であること。 ②次に掲げる技術者（以下、配置予定技術者という。）を適正に選任できること。注5 ・主任設計者（直接雇用に限る） 一級建築士の資格を有すること。後述の建築担当者と兼ねることができる。 ・建築担当者 本委託を遂行する上で相当の知識、経験、一級建築士の資格を有すること及び公共施設の設計業務に3年以上従事した経験を有すること。 ・機械設備担当者 機械設備に関連した公共施設の設計業務に3年以上従事した経験を有すること。 ・電気設備担当者 電気設備に関連した公共施設の設計業務に3年以上従事した経験を有すること。 ※主任設計者の兼任は建築担当者のみとし、機械設備担当者及び電気設備担当者との兼任は不可とする。 7. この案件については受注件数の制限を行います。注6 8. 関係会社等の入札参加制限基準に基づく、資本、人的関係等の関係会社が同一の案件に申し込むことは認めない。基準に該当する者のした入札は、無効とする。 9. 参加資格要件を確認の上、希望申請すること。参加資格要件を満たさない場合の申し込みは、非選定とする。
申込み方法	電子入札操作手順書（工事）、電子入札ナビゲーションにより、事前に操作方法を確認のうえ、申し込みをしてください。 操作が不明なときは e-Tokyo コールセンターへお問合せ下さい。 e-Tokyo コールセンター 【電話番号 0570-05-1090】 1. 申し込み方法

	申し込みは電子調達サービスによります。他の方法による申し込みはお受けできません。 2. 申し込み時の提出書類について注7 「配布資料等」から指定した「配置予定技術者調書」「電子契約利用申出書」をダウンロードし、必要事項を記載の上、「希望票兼監理技術者等調書」に添付して送信してください。「配置予定技術者調書」の記入漏れ及び添付のない申し込みは無効（非選定）とします。 また、<u>電子契約利用申出書の添付がない場合は、紙による契約締結となります。</u> 注） 添付資料の添付漏れが増えています。参照ボタンからファイルを選択後、必ず「追加ボタン」を押下してください。 3. 「希望票受理書」について (1) 「希望票兼監理技術者等調書」送信後、自動的に「希望票受理書」が発行されます。この「希望票受理書」はシステム上「希望票兼監理技術者等調書」が自治体側へ届いたことを事業者へお知らせするものであり、添付書類が漏れなく届いていること及び書類不備がないことを示すものではありません。 (2) 「希望票受理書」は「指名通知書」とは異なるものであり、「指名通知書」又は「指名結果通知書」は本発注票の「入札参加者の決定」欄に記載した期日に通知します。 4. 添付書類の確認について (1) 「希望票兼監理技術者等調書」に書類の添付がなされていなくとも、契約課から事業者へご連絡はいたしません。 (2) 「希望票兼監理技術者等調書」に書類が添付されているか確認を求める場合は、申し込み期間中に契約課工事契約係までお問合せください。添付の有無についてのみ回答します。また、期間中であれば契約課にて取下げ処理が出来ます。取下げ処理後、再度申し込みをしていただくことが可能となります。
申し込み期間	令和8年10月5日（月）午前9時から令和8年10月7日（水）正午まで（期限厳守）
入札参加者の決定	審査の結果は、「指名通知書」又は「指名結果通知書」にて令和8年10月13日（火）に電子調達システムにより通知します。
設計説明会	行わない。
設計図書等	指名を受けた事業者へは<u>指名通知書に添付してお送りします。発注図書受領よりダウンロードしてください。</u> 設計図書等を受領せずに積算した入札については、失格(無効)とします。
質問の期限・方法	委託内容についての質問は、令和8年10月21日（水）正午までに、発注課へ問い合わせ願います。 発注課：東部地区建設課 建築第一係 【電話番号 3880-8027】 入札資格要件及びその他についての問い合わせは、契約課工事契約係へ問い合わせ願います。 契約課 工事契約係 【電話番号 3880-5832】

入 札 方 法	電子調達サービスによります。 電子入札操作手順書（工事）、電子入札ナビゲーションにより、事前に操作方法を確認のうえ入札をしてください。
入 札 期 間	指名通知受領の日から令和8年10月22日（木）午前9時00分まで（期限厳守）
開札日時等	開札日時・・・令和8年10月22日（木）午前9時00分以降 開札場所・・・電子調達サービス ※ 入札第1回目が不調の場合は再入札を行います。再入札に参加しない場合は失格となります。また、再入札でも落札者がいない場合は不調となります。
再 入 札 期 間	開札結果公表後から令和8年10月22日（木）午前11時00分まで（期限厳守）
再開札日時等	開札日時・・・令和8年10月22日（木）午前11時00分以降 開札場所・・・電子調達サービス
同額入札の取扱	落札となるべき同価の入札があった場合は、くじ引きにより落札者を決定します。 くじ引きの方法は、電子調達サービスによります。
落札者への通知	落札者には、電子調達サービスを通じて開札日時以降に通知します。通知を受けた事業者は、通知を受けた後、速やかに ※指定提出書類 を持って、総務部契約課工事契約係（区役所南館11階）に来庁してください。 ※指定提出書類 ①受付票及び印鑑証明書 ②「参加資格要件6-②」の配置予定技術者に関する書類 主任設計者（直接雇用に限る） ・雇用関係が確認できる書類の写し（以下のいずれか） 市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書 所属会社の雇用証明書など ・資格を証明する書類（免許証、合格証明書等）の写し 建築担当者 ・資格を証明する書類（免許証、合格証明書等）の写し ・業務経歴書（書式任意） 機械設備担当者 ・業務経歴書（書式任意） 電気設備担当者 ・業務経歴書（書式任意）
入札経過の公表	電子調達サービスによる。
その他	入札の回数・・・最大で2回とします。落札者がいないときは入札を不調とします。 入札参加者は、入札参加心得（電子入札用）を遵守してください。 入札保証金・・・無 足立区競争入札参加資格を有する業者の方は、有効期限までに共同運営システムを使用し

	て継続申請手続を行い承認されなければ入札参加資格を失います。本入札に参加する場合で開札日までに有効期限が到来する業者の方は、速やかに継続申請手続を行ってください。 入札及び契約手続等について不服がある場合は、「足立区入札及び契約手続等に関する苦情処理要領」に基づき、苦情申し立てを行なうことができます。
注意事項	注1)「経営不振の状態」とは、会社更生法に基づく更生手続開始の申し立てをしたとき、民事再生法に基づく再生手続開始の申し立てをしたとき、手形または小切手が不渡りになったときなどを指します。 注2)「指名停止期間中でない」とは、公表日時点で指名停止期間中ではなく、かつ契約締結日までに指名停止期間に入らないことを指します。 注3)「排除措置期間中でない」とは、公表日時点で排除措置期間中ではなく、かつ契約締結日までに排除措置期間に入らないことを指します。 注4) 足立区の入札に区内事業者として参加する場合、あらかじめ「足立区に営業所等を有する届出書」「建設業の許可及び技術者に関する届出書」等の届出を行い、区内事業者の認定を得る必要があります。 また、既に区内事業者の認定がされている者は、通知された指定期限までに継続認定の手続きを行い、改めて認定を得る必要があります。 区内事業者の認定期限を満了しているなど、認定を得ていない状態での希望申請は、区内事業者としての入札参加資格を失うこととなります。 ※新たに区内事業者の認定を希望する場合、または過去に区内事業者の認定を受け、直近の認定期限から1年を経過して新たに認定を希望する場合は、届出受付後実態調査を行います。 注5) 主任設計者は、申込日時点において3か月以上の恒常的な雇用関係を有していなければなりません。 注6) 同時に複数の入札案件を実施する場合で、次の各号の全ての要件を満たすと認められるときは、複数の入札案件のうち同一事業者が請負うことができる件数を1件とします。 (1) 同種工事等の入札案件であること。 (2) 公表時期が同一であること。 (3) 入札方式(条件付一般競争入札及び公募型指名競争入札をいう)が同一であること。 (4) 適正な入札を執行するために、十分な事業者数を確保できること。 また、(1)の要件を満たし、かつ、履行期間及び公表時期が近接していると認められる場合で、入札案件について足立区入札参加資格要件審査委員会の審議に付した結果、受注制限を設定すると決定があったときは、(2)(3)(4)に定める要件を満たさない場合であっても、受注制限を設定することがあります。 注7) 発注票記載の参加資格要件を満たしているかどうかは、「配置予定技術者調書」の記載内容及び添付書類によります。他の実績や技術者の雇用実態があっても、参加資格要件を満たしているかは「配置予定技術者調書」に記載されている内容を選定の対象とします。<u>指定書類の記入漏れ及び添付のない申込みは非選定とします。</u>

	また、申込み時の提出書類は、窓口又は郵送での受け付けは行っておりません。必ず、「希望票兼予定監理技術者等調書」送信時に添付してください。また、申込期間終了後の差し替えはできません。
--	--